

スウェーデンに学ぶ日本の年金制度改革

山田 隆博

はじめに

日本の高齢化率は25.1%¹（2013年10月現在）と世界で最も高く、超高齢社会²といわれている。そして、同時に少子化も加速しており賦課方式をとっている日本では年金制度が崩壊する危険性がある。年金は高齢者の生活にはなくてはならないものであり、かつては親と同居し、老後の面倒をみるという家庭が一般的であったが、核家族化が進んだ現在の日本では年金のみで生活している高齢者も少なくない。すなわち、公的年金は老後の生活を形成するために不可欠であり、その年金制度が崩壊することは非常に大きな問題である。

本稿では、まず公的年金制度の役割と体系に論じる。日本の年金制度の仕組みをみていくことで、日本の年金制度が抱える問題点を浮き彫りにしていく。次に、諸外国の年金制度を考察していくことで、日本の年金制度の問題点を改善するのに参考になる点を模索していく。そして、日本と同様に高齢社会でありながら、年金改革を成功させたスウェーデンの年金制度をみていくことで日本年金制度改革について考えていき、最後に、これらの内容をふまえ、今後の日本の年金改革に必要な政策について論じていく。

第1節 公的年金制度の現状と残された多くの問題

1.1 社会的扶養としての公的年金の変遷

誰でも年をとれば、若いころのように働くことが困難になり、収入を得る能力が低下するリスクなどを背負っている。日本でも、工業化などによる産業構造の変化、都市化、核家族化といった家族の在り方の変化が進み、私的扶養のみに頼って親の老後の生活を支えていくことが困難になり、私的な家族の状況にかかわらず、安心・自立して老後を暮らせるための社会的扶養として、公的年金は大きな役割を担っている³。

1959年に制定された国民年金法により実現した皆年金体制は、民間労働者、公務員等の特定労働者およびその他自営業者等という被保険者類型のもと、8つの年金制度と転職などによる被保険者類型の変化に対応して各制度を連結する通算年金通則法⁴から構築されていた。しかし、人口高齢化や年金制度の成熟化により生じた制度間格差、あるいは中高年離婚の増加により顕著

¹ 平成26年版（2014年度版）高齢社会白書より。

² 高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）が21%以上の社会。

³ 日本年金機構『公的年金制度の役割』より。

⁴ 国民皆年金を実現するために、職業移動などにより年金制度を移ったため加入期間の要件を満たしえない者にも年金を支給できるように1961年に制定、1985年に廃止。

になった女性の年金権の問題などを通じて、年金制度の長期安定と整合性を確保することが強く求められるようになった。

そこで、1985年5月に基礎年金改革ともいわれる抜本的な法改正が行われた。この改革によって、国民年金を共通の基礎年金（1階部分）として支給し、厚生年金保険や各種共済組合に加入する民間労働者や公務員等に対しては、これに加え報酬比例年金を支給する制度（2階建て年金制度）に移行した⁵。

報酬比例の年金額は「平均標準報酬月額×給付乗率×被保険者期間の月数」という計算式で算出される。平均標準報酬月額は、被保険者期間の基礎となる各月の標準報酬額と標準賞与額を平均した額をいう。給付乗率は総報酬制が導入される前後に被保険者期間があるかにより適用される率が異なる⁶が、2003年4月以降は1000分の5.481である。被保険者期間の月数は老齢基礎年金や定額部分の老齢厚生年金の場合、被保険者期間は480月を上限とするが、報酬比例部分の老齢厚生年金を算定する場合には上限の定めはない。これらの計算式に用いられる額や率には、基礎年金改革前後による格差を緩和する生年月日に応じた経過的な措置、総報酬制前後による算定方法の違い、賃金水準の変動等を考慮した再評価率等が付け加えられる⁷。

さらに、旧制度では任意加入した場合にしか独自の受給権を持てなかった民間労働者等に扶養される配偶者（ほとんどの場合専業主婦）は、新たに第3号被保険者として、固有の基礎年金受給権を取得することとなった。そして、1989年には、物価の変動率に応じて年金額を改定する完全自動物価スライド制が導入された⁸。

1.2 職業別に異なる加入体系

国民年金の加入者は3つの種類に分けられており、第1号、第2号および第3号被保険者という。

① 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその配偶者、学生、無職の人等（いずれの被用者年金制度⁹に加入していない人）が第1号被保険者である。第1号被保険者の保険料は定額で、月額14,980円（2012年）を各自が納める。

② 第2号被保険者

国民年金の加入者のうち、民間会社員や公務員など厚生年金、共済年金の加入者が第2号被保険者である。この人たちは、厚生年金や共済年金の加入者であると同時に、国民年金の加入者でもある。厚生年金保険料率は標準報酬月額の16.766%（2012年9月現在）の労使折半で、給与から天引きの形で支払われる。

⁵ 加藤・菊池・倉田・前田（2013）pp.82-83.

⁶ 2003年3月までの期間については一律1000分の7.125である。

⁷ 加藤・菊池・倉田・前田（2013）p.100.

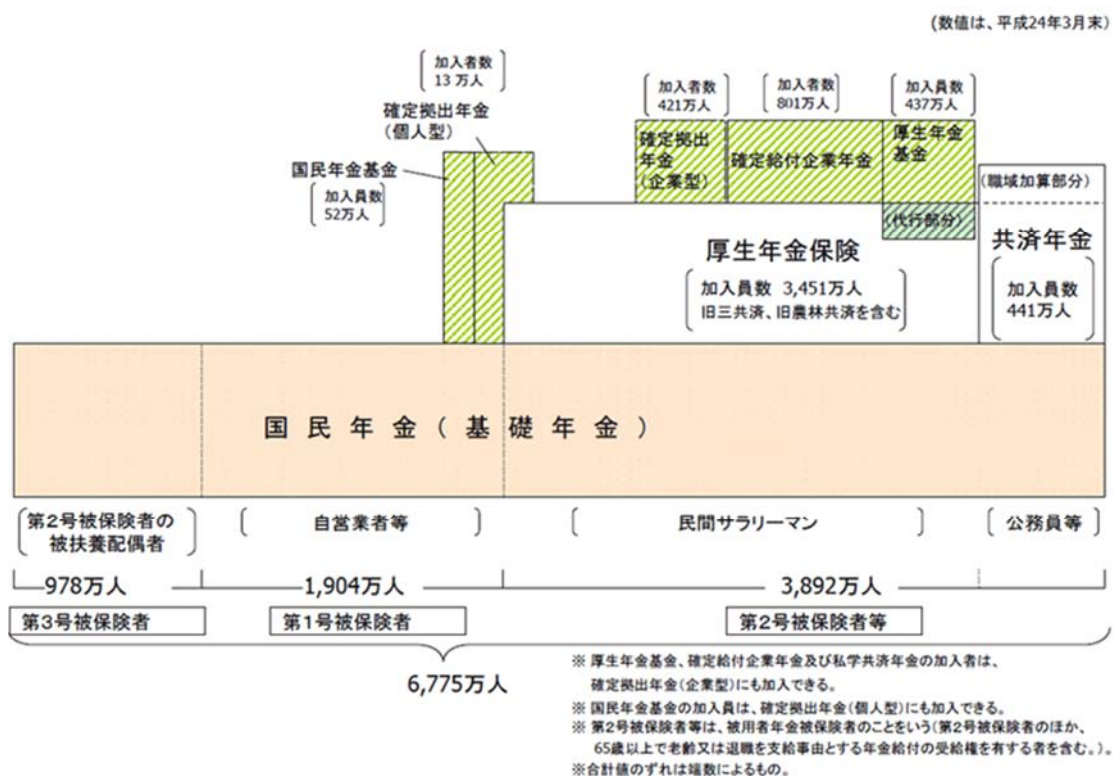
⁸ 加藤・菊池・倉田・前田（2013）p.83.

⁹ 厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校共済組合の4つの制度のこと。

③ 第3号被保険者

国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済年金に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満の人）が第3号被保険者である。第3号被保険者の保険料は、第2号被保険者である配偶者の加入する厚生年金保険や各共済年金制度から保険料が拠出されるので、個別に納める必要はない。

図1 日本の年金制度の仕組み



(出所) 厚生労働省「日本の年金制度のあらまし」

1.3 日本の年金制度の現状

2012年度末における国民年金加入者は6775万人であり、その内訳は第1号被保険者が1904万人、第2号被保険者が3892万人（うち厚生年金保険3451万人、共済年金441万人）、第3号被保険者が978万人となっている。第1号被保険者のうち未納者は320万人、経過的未届者¹⁰等を含む非加入者は9万人である。

2011年度末と比較すると、第1号被保険者は34万人の減少、第2号被保険者は10万人の増

¹⁰ 経過的未届者とは、加入する公的年金制度の変更のため、一時的に第1号被保険者から第3号被保険者までのいずれにも属さない者である。例えば、調査の直前に転職、失業または退職した者であって、調査時点において届出がされていない者がこれに該当する。

加、第3号被保険者は27万人の減少で、公的年金加入者全体としては51万人減少している¹¹。

1.4 多くの問題を抱える日本の公的年金制度

年金制度は多くの問題がある。給付と負担の「世代間不公平」、未納・未加入等の「空洞化」の問題、第3号被保険者の存在に代表される女性の年金問題、そして、年金記録等々、マスコミ等で様々な問題が取り上げられる¹²。

① 給付と負担の「世代間不公平」

年金における世代間の不公平という問題は、各世代間の給付と負担の割合に大きな違いがあるという「損得」の問題として論じられてきた面がある。たとえば1940年生まれの人は、モデル世帯で2533万円(労使合計)の負担に対し、その2.68倍の総額6797万円の給付が受けられるのに対して、1980年生まれの人は、6345万円の負担に対し、0.73倍の4654万円の給付しか受けられないのである¹³。しかしながら、現在の受給世代である1940年代の人が現役世代だった頃は、公的年金制度も成熟しておらず、多くの人が自分の収入で親を扶養しており、保険料として納めた額は少ないものの、実際はそれに加えて私的扶養の負担もあり、現在の受給世代の負担はそれほど軽くなかったという意見もある¹⁴。

② 国民年金の「空洞化」問題

国民年金の未納者、未加入者、免除者といった、制度からドロップアウトして保険料を負担しない人々が、本来保険料を負担すべき第1号被保険者の4割に達しており、国民年金の「空洞化」が進んできたことが問題となっている。なぜ国民年金で「空洞化」が起こるのかというと、第1号被保険者は厚生年金や共済年金に加入している第2号被保険者と違って、「保険料を自ら納めるという形」をとっているからである。そして「空洞化」が進んだ結果、将来、大量の無年金者が発生することが避けられず、国民年金は国民全体をカバーするセーフティーネットの役割を果たすことができなくなっている¹⁵。こうした未納、未加入者が出ることは社会保険方式では避けられないことであり、すべての人が年金を受給するためには税方式に改めるしかないという議論もある。

③ 女性の年金問題(第3号被保険者制度問題)

1985年の基礎年金制度導入に伴い、第3号被保険者制度が生まれた。第3号被保険者(いわゆる専業主婦)は、第1号被保険者と同様に国民保険には加入しているものの、保険料は、第2

¹¹ 平成23年度(2011年度)厚生年金保険・国民年金事業の概況より。

¹² 植村(2008) p.3.

¹³ 植村(2008) p.11.

¹⁴ 厚生労働省「いっしょに検証!公的年金~財政検証から読み解く年金の将来~」より。

¹⁵ 植村(2008) p.19.

号被保険者である夫の保険料に含まれているため、保険料の拠出なしに年金を受け取ることができる。これは、専業主婦の国民年金加入は任意のため、女性が離婚後に将来無年金になるのを防ぐために創設されたが、第1号被保険者の妻には適用されていないこと、夫の扶養範囲にとどまるために年収130万円以下に抑えることから女性の就労抑制効果があること、拠出なしで年金が支給されるため不公平感があることなどの問題もある¹⁶。

④ 年金記録問題

年金記録問題は、大きく分けて2つある。1つは「宙に浮いた年金記録」の問題である。長らく年金を管理してきた厚生省（現・厚生労働省）や、その作業を引き継いだ社会保険庁は、国民年金や厚生年金など制度ごとに年金記録を管理してきたが、転職や結婚などで年金が変わり、複数の番号を持つ人がいた。そこで、1997年に基礎年金制度を導入し、被保険者ごとに1つの基礎年金番号を割り振る措置を講じた。しかし、約3億件にもものぼる年金記録を名寄せしてみたところ、約5000万件もの年金記録が未統合のまま残り、いわゆる「宙に浮いた年金記録」が生じたのである¹⁷。もう1つは「消えた年金」の問題である。年金保険料を支払ったにも関わらず、その納付記録が見つからないため、正しい年金額が支給されない人がいるといった問題である。その原因はさまざまであるが、納付記録が「宙に浮いた年金記録」に埋もれてしまっている、社会保険庁の職員等が年金保険料を横領し、その分の年金記録を消去したなどの理由が指摘されている。

本節では日本が抱えている年金制度の課題について述べてきたが、次節では世界の年金制度について考察し、日本の年金制度の課題を解決するために参考にできる点を見つけていこう。

第2節 多様な世界の年金制度

2.1 イギリスの年金制度

制度の仕組み

イギリスの公的年金制度は求職者手当や労働災害、就労不能手当などを包括した「国民保険」の一部に位置付けられている。国民年金はイギリスに居住する16～64歳の男性、16～61歳の女性（2018年までに男性と同じ水準に引き上げられる予定¹⁸）の週109ポンド（約1.7万円）以上の所得のある被用者および、年5725ポンド（約90.5万円）以上の所得がある自営業者は強制加入となっている。強制加入の対象とならない低所得者や無職の人は保険料の納付が免除されているが、日本の免除制度と異なり免除を受けた期間を受給資格の判定に加算することはできない。最低加入期間は日本と違って存在しない。

¹⁶ 田代・萩原・金澤（2011）p.278.

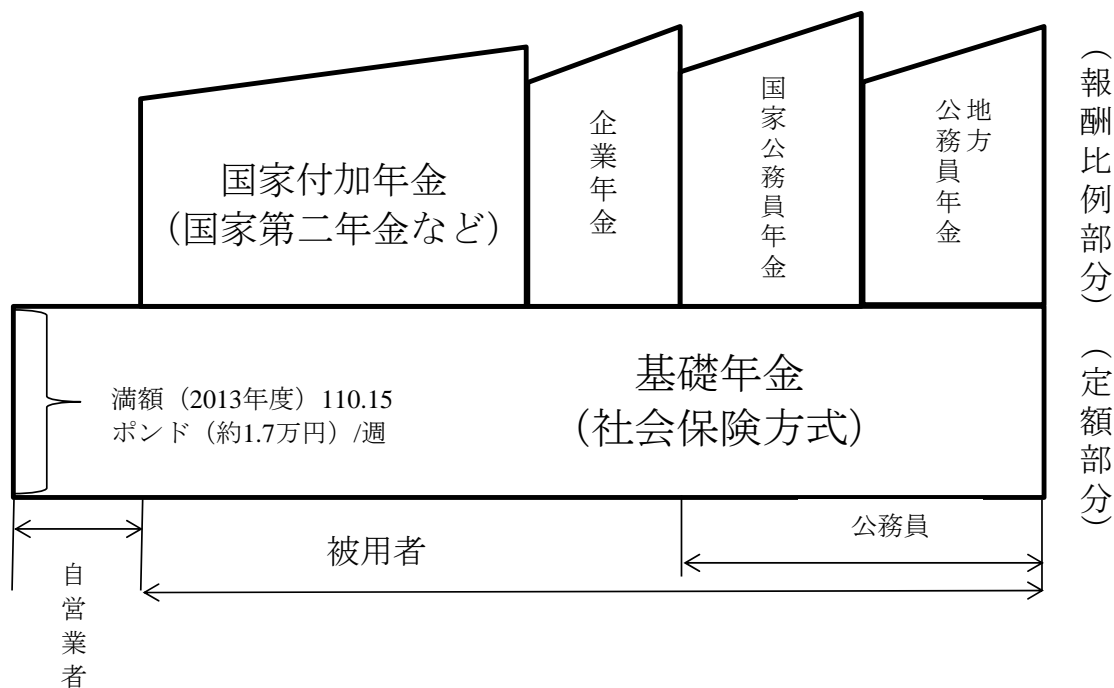
¹⁷ 野村（2009）pp.1-2.

¹⁸ その後、男女ともに2020年までに66歳に、2026年から2028年にかけて67歳、2044年から2046年にかけて68歳に男女ともに引き上げ。

イギリスの年金制度は、基礎年金と国家第二年金などの国家付加年金からなる公的年金、および企業年金などの職域年金からなる2階建て構造となっている。基礎年金には最低所得以上のイギリス居住者(被用者、自営業者、任意加入者)が加入し、国家付加年金は公務員を含め被用者が加入する。国家付加年金には、1978年に導入した「報酬比例年金」と2002年に新設した「国家第二年金」の2種類ある。報酬比例年金は一定の給付乗率のもとで被用者の所得に比例して給付額が決まるのに対して、国家第二年金は低所得層に手厚い給付構造となっている。なお、報酬比例年金は2002年に廃止されており、国家第二年金へ順次代替されている。

国家付加年金には「適用除外制度」が認められており、一定の基準を満たす私的年金(企業年金、個人年金、ステークホルダー年金¹⁹⁾)に加入している被用者は、付加年金への加入を免れることができる。なお、自営業者は国家付加年金に加入できない。

図2 イギリスの年金制度の体系



(出所) 厚生労働省「英国の年金制度概要」より作成。

保険料と給付額

基礎年金の保険料は被用者・自営業者・任意加入者ごとに保険料率がそれぞれ設定されている。

① 被用者の保険料

所得が週 109~148 ポンドの (約 1.7~2.3 万円) 被用者の保険料負担は免除される。所得が週 148 ポンド以上の被用者の場合は保険料率 25.8% (労 : 12.0%、使 : 13.8%) となっている。週給 109 ポンド未満の被用者の場合は保険料納付義務がなく、これらの被用者は任意に保険料を納

¹⁹ 2012年4月から個人年金、ステークホルダー年金は適用除外の対象と認められなくなった。

めなければならない（任意加入者扱いとなる）。

② 自営業者の保険料

自営業者には週 2.70 ポンド（約 427 円）の定額保険料となっている。ただし、年間 7755 ポンド（約 122.5 万円）～41450 ポンド（約 654.9 万円）の所得には 9%、41450 ポンド以上の所得には 2%の上乗せ保険料が定額保険料と別に課せられる。

③ 任意加入者の保険料

強制加入の対象とならない低所得者や無職の人は任意に国民保険に加入できる。満額の基礎年金を受給するには、30 年間の保険料拠出が必要になってくるため、この要件を満たさない場合は、任意の保険料拠出が可能である。その際の保険料は週 12.60 ポンド（約 1990 円）である。

年金の支給額は、1 階部分の基礎年金は、日本の老齢基礎年金のように保険料の納付期間に応じた定額制になっている。2013 年度の基礎年金は単身の場合、週額 110.15 ポンド（約 1.7 万円）となっている。ただし、これは保険料納付期間が 30 年の場合（満額）であり、30 年に満たない場合は期間に応じて減額されていく。なお、病気で就労できない、家族の介護などの事情で国民保険料が納付できない場合は国民保険クレジットが適用されその間も保険料を拠出したとみなされ年金給付額は減額されない。

2 階部分である国家第二年金は下記算定式により求められる各年度の所得（再評価後）に対応する年金額を全年度を通じて積算した額である。

$$\text{算定式} : 91 \text{ ポンド (定額, 約 1.4 万円)} + 0.1A / 44$$

上記の算定式の A の部分には、一年度の所得のうち、15000 ポンド（約 237 万円）以上 40040 ポンド（約 632.6 万円）以下の部分が該当する。

この算定式によって求められた国家第二年金は年額である²⁰。

2.2 ドイツの年金制度

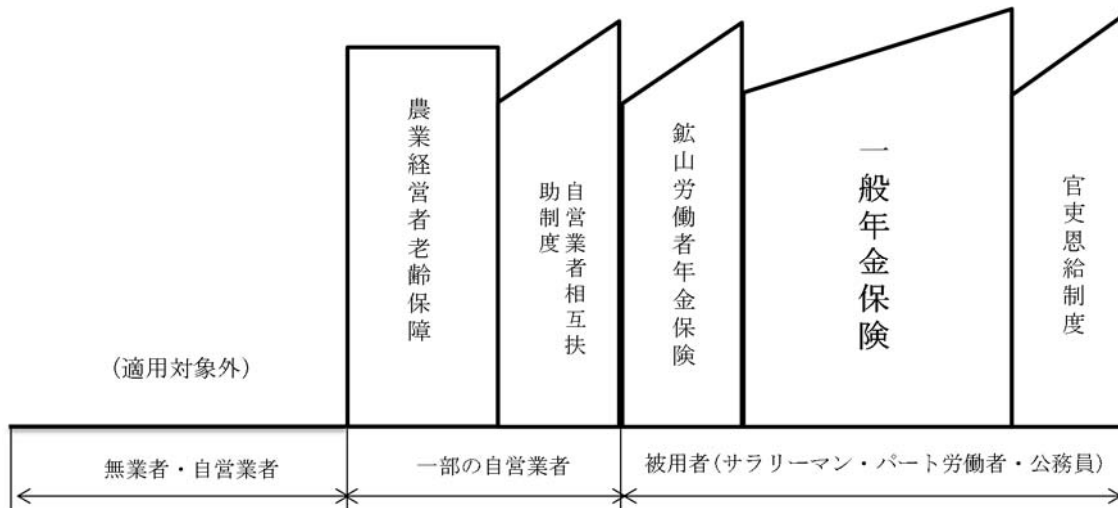
制度の仕組み

ドイツの公的年金制度は、社会保険方式の所得比例制度であり、職業によって加入する制度が異なっている。もっとも対象者が多いのは、2005 年 1 月に労働者年金保険と職域保険の保険者組織が統合されスタートした、民間被用者、芸術家やジャーナリストなどの自営業者、公務員のうち職員・労働者に該当する人（ドイツの公務員は、公法上の勤務義務を負い、公権力の行使に関する職務を遂行する「官吏」と、公権力の行使に関わらない職務を遂行する「職員・労働者」に区分されている）を対象とする一般年金保険である。農業従事者は農業老齢保障、医師や弁護士は自営業者相互扶助制度、鉱山労働者等は鉱山労働者年金保険、公務員のうち官吏は官吏恩給制度へ加入する。ドイツの公的年金制度には学生や主婦などの無業者には加入義務はないが、16

²⁰ 厚生労働省『英国の年金制度概要』より。

歳以上の人是一般被用者年金に任意加入することができる。

図 3 ドイツの年金制度の体系



(出所) 厚生労働省「ドイツの年金制度概要」より作成。

保険料と給付額

一般被用者年金保険の保険料は 1 カ月の収入に対して保険料率を乗じた金額になるが、被用者は事業主と労使折半負担、被用者以外の加入者は全額自己負担になる。2013 年末の保険料率は被用者 18.9% (労 : 9.45%、使 : 9.45%)、自営業者 18.9%である。なお、被用者については 1 週間の労働が 15 時間以内の短時間労働者で、かつ、収入が一定額以下の場合は被用者側の負担が軽くなる。前述のイギリスとは異なり 5 年間の最低加入期間を設けている。

ドイツの老齢年金の給付額は、以下の算定式で求められる。

$$\text{個人報酬点数} \times \text{年金種別係数} \times \text{年金現在価値 (月額)}$$

個人報酬点数とは、個人の報酬を全被保険者の平均報酬に対する比として各年毎に算定した値を合算した点数である。年金種別係数とは、年金の保障目的に応じて年金種類別に定められた係数で、老齢年金の場合は 1.0 である。年金現在価値とは、全被保険者の平均報酬額に相当する保険料を 1 年間拠出したときの 1 月あたりの老齢年金相当額で、2013 年 7 月以降は旧西ドイツ地域 28.14 ユーロ (約 3700 円)、旧東ドイツ地域 25.74 ユーロ (3400 円) となっている。年金支給額は原則 65 歳であるが、60 歳から繰り上げ受給することも可能である。なお、年金支給開始年齢は 2012 年より徐々に引き上げられており 2029 年までに 67 歳になる見込みである²¹。

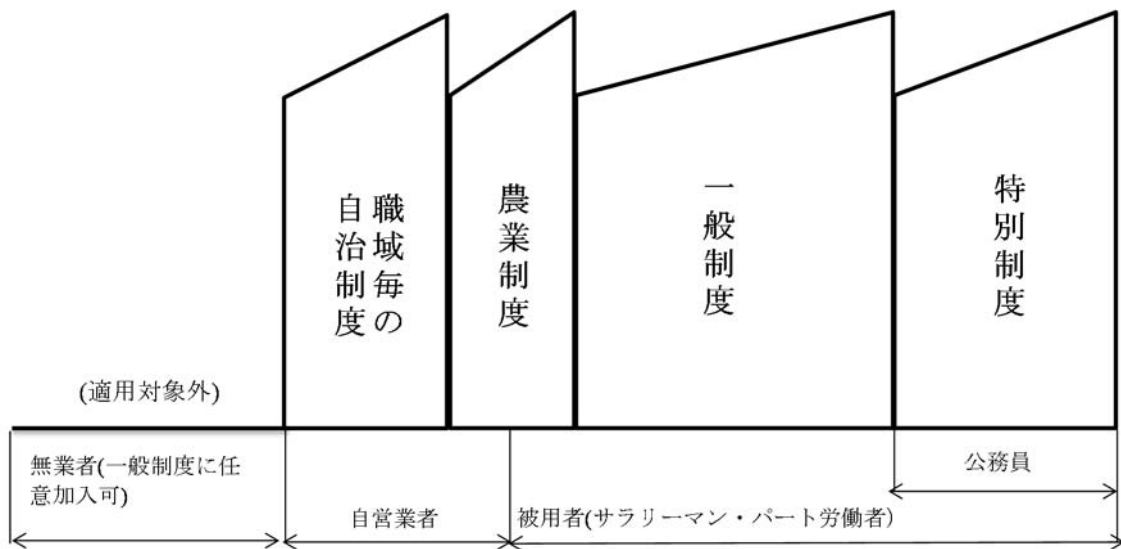
²¹ 厚生労働省『ドイツの年金制度概要』より。

2.3 フランスの年金制度

制度の仕組み

フランスの公的年金制度は、民間企業、農業、公務員、自営業と業種によって4つに分けられている。民間被用者は一般制度、農業従事者は農業制度、公務員・公営企業職員は特別制度、職人・商工業者・自営業者は職域毎の自治制度への加入義務がある。さらに、例えば民間対象の年金制度は、「一般制度」と呼ばれる公的年金と、強制加入の企業年金「補足制度」、企業独自の企業年金制度（任意加入）である「追加補足制度」の3階建て構造となっている。このようにフランスの年金制度は複雑で、職業ごとさまざまに組み合わせると200以上のパターンになる。

図4 フランスの年金制度の体系



(出所) 厚生労働省「フランスの年金制度概要」より作成。

保険料と給付額

一般制度の保険料率は16.85%（労：6.85%、使：10.0%）である。被用者は上限報酬限度額（2013年度は37032ユーロ/年）までの給与に対して6.75%、報酬全額について0.1%の保険料を課せられる。使用者は上限報酬限度額までの給与に対して8.40%、報酬全体について1.6%の保険料を課せられる。

フランスの老齢年金の給付額は、以下の算定式で求められる。

$$\text{年金額} = \text{基準賃金年額} \times \text{給付率} \times \text{拠出期間} / \text{満額拠出期間} + \text{加算 (年額)}$$

基準賃金年額とは、過去の拠出期間の中でも最も賃金の高い25年間の平均賃金である。給付率とは、被保険者の拠出期間と受給開始年齢に応じ、50～37.5%の範囲で決まる。例えば、満額

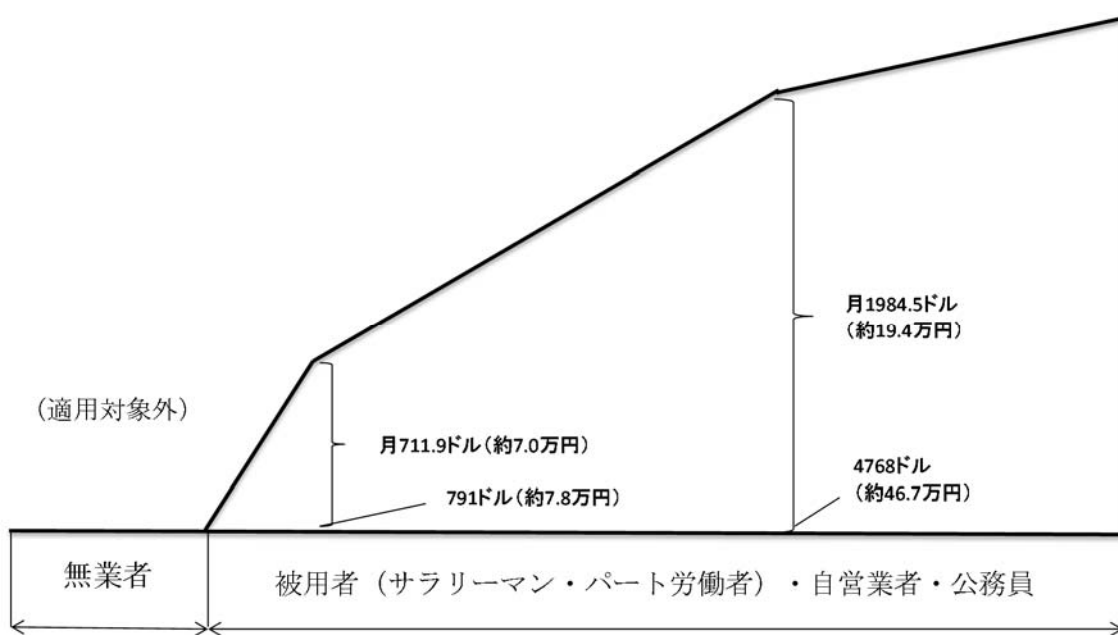
年金を受給するのに必要な期間（満額拠出期間）を拠出するか、65歳から受給し始めする場合には保険加入期間の長短にかかわらず最高の50%となる。65歳未満である場合で保険加入期間が160四半期（40年）に満たないとき²²は、満額率から不足期間に応じて一定率が差し引かれて支給率が計算される²³。

2.4 アメリカの年金制度

制度の仕組み

アメリカの公的年金制度は退職・遺族・障害保険（OASDI：Old-Age, Survivors, and Disability Insurance）という制度で、一部の例外を除き、一般被用者（民間企業の会社員や公務員）と月収400ドル（約3.9万円）以上の自営業者は強制加入が義務付けられている。なお、所得が月収400ドル未満の自営業者、日本では第3号被保険者に該当する専業主婦、第1号被保険者に該当する学生や無職の人はOASDIに加入することはできない。

図5 アメリカの年金制度の体系



(出所) 厚生労働省「アメリカの年金制度概要」より作成。

保険料と給付額

アメリカの公的年金制度は日本と同様に社会保険方式をとっており、加入者は保険料を負担しなければならない。OASDIの保険料は被用者も自営業者も報酬に同じ保険料率を乗じた金額だ

²² 1973年以降の生まれの場合172四半期（43年）となっている。

²³ 厚生労働省『フランスの年金制度概要』より。

が、被用者は事業者と労使折半負担、自営業者は全額自己負担になる。2013 年度末の保険料率は被用者 12.4%（労：6.2%、使：6.2%）、自営業者 12.4%である。

アメリカの退職年金の計算は以下の算定式で求められる。

$$\text{基礎年金 (PIA)} = 0.9A + 0.32B + 0.15C \text{ (月額)}$$

A：スライド済平均賃金月額²⁴（AIME）の 791 ドル（約 7.8 万円）までの分

B：スライド済平均賃金月額（AIME）の 791 ドル超 4768 ドル（約 46.7 万円）までの分

C：スライド済平均賃金月額（AIME）の 4768 ドル超の分

OASDI の支給する年金は退職年金、家族年金、遺族年金、障害年金の 4 種類で、これらの年金加入期間の単位はクレジット（1 クレジットは日本の年金加入期間の 3 カ月分に相当）で表され、1 年間の収入額に応じて最高 4 クレジットまで取得できる。年金加入期間が 40 クレジット（10 年相当）以上あると、退職年金の受給資格が得られる。退職年金年齢の満額受給年齢は 2013 年末 66 歳となっており、2029 年までに 67 歳へ引き上げられる予定である。なお、退職年金の繰り上げ支給は最低加入期間を満たせば可能だが繰り上げ期間が 36 カ月までは約 0.56%/月、36 カ月以降は約 0.42%/月減額される。逆に受給開始年齢を繰り下げた場合は一定の率で増加額することもできる。さらに、退職年金受給者に 65 歳以上の配偶者や 18 歳未満の子供がいる場合等には、退職年金の額の 50%に相当する家族年金を受け取ることができる²⁵。

ここまで 4 つの海外の年金制度を見てきたが、イギリスは保険料が日本と同じで被用者は定率制と自営業者は定額制になっているがそのほかの国はいずれも定率制と異なっている。アメリカは主婦や学生といった無業者が公的年金に任意加入できない、と日本とは大きく異なる制度となっている。しかし、その分補足的保障所得（SSI）や貧困家庭一次扶助（TANF）等の社会保障制度が多様化しており、無職の貧困層を公的扶助でカバーしている。

日本が抱えているいくつかの年金問題は、「将来、払った保険料に見合う給付を受けることができないのではないか」という若い世代の不安の解消が課題ではないかと考えられる。そこで、次節では、日本と同じ少子高齢化の国でもあり、負担に見合った給付が受けられるスウェーデンの年金制度（スウェーデン方式）に注目してみたい。

第 3 節 スウェーデンの年金制度

3.1 スウェーデンの年金改革の背景

スウェーデンでは 1990 年代初めに、年金改革が大きな政治的テーマとして位置付けられ、1999

²⁴ 賦課対象となった生涯所得のうち、もっとも高い 35 年の年収を平均し月額にしたもの。

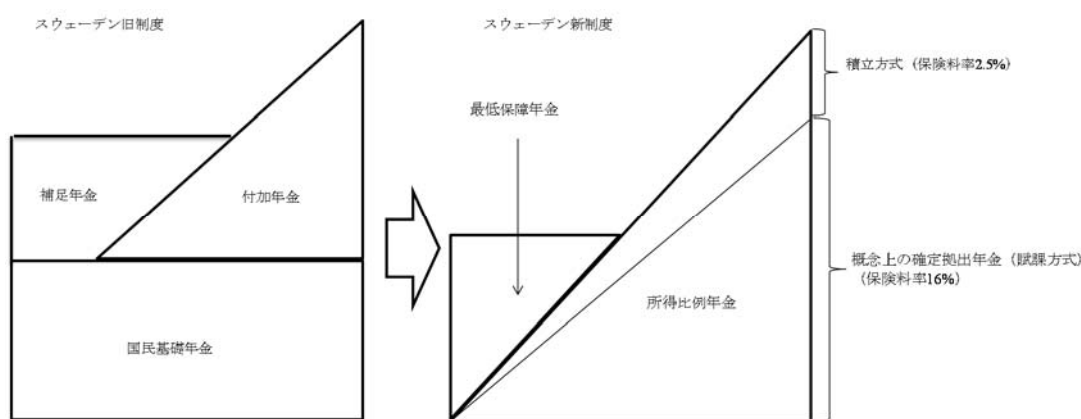
²⁵ 日本年金機構『アメリカ年金制度の概要』より。

年1月から新しい年金制度が段階的に実施された。

スウェーデンでは、仮に将来にわたり毎年2%以上実質経済成長が見込まれるのであれば、現役世代所得総額に対する年金給付費総額の割合は変化しないものと見込まれ、旧制度を維持していくことも財政的に可能とされてきた。旧制度の基礎骨格ができあがったのは1960年であるがその前後のスウェーデン経済は高度経済成長の真っただ中であり、1951年から1969年までの年平均実質GDP成長率は3.9%と高水準であった。しかし、1970年以降のスウェーデンの経済は、かつてのような好調さを失い、1975年から1994年までの20年間に注目すると、年平均実質GDP成長率は1.4%にとどまった。特に、1990年代初めに戦後最悪ともいわれる不況に陥り、1991年から1993年にかけて3年連続マイナス成長を記録し、失業率も1.73%から3年間で9.05%まで急上昇し、スウェーデン経済の先行きに対する不安が高まると同時に、年金制度の将来に対する危険意識も高まった²⁶。

さらに、旧制度で欠点とされていた点は次の2点である。1つは、あらかじめ給付水準を決めておき、それを賄えるように保険料負担の水準を合わせていく「給付建て」の設計であるため、先ほど述べた経済の低迷や少子高齢化の進行により、負担額が増加していくということである。もう1つの欠点は、付加年金制度においては、生涯の最も所得の高かった15年間を年金決定額の基礎とするルール(15年ルール)があるため、生涯に獲得した所得総額が同じ場合でも人によって年金額が大幅に異なること(生涯における所得上昇率が大きかった人ほど年金額が大きくなる傾向)が生じていた。さらに、同制度では30年加入で満額年金が受給できるというルール(30年ルール)があるために、30年を超えて働いても、保険料を徴収されるだけで老後の年金額が増加しないため、現役時代に納めた保険料総額が同じでも老後の年金総額が大幅に異なるという不公平も存在し、その是正も課題とされていた。

図6 スウェーデンにおける公的年金制度体系の再編



(出所) 井上誠一「高福祉・高負担国家 スウェーデンの分析 21世紀型社会保障のヒント」より作成。

²⁶ 井上 (2003) p.279.

3.2 国民の不満の解消に成功した年金改革の具体的内容

① 2階建ての制度体系を1階建てに再編

旧制度は、定額年金である基礎年金と所得比例年金である付加年金の2階建ての制度体系であったが、新制度では、所得比例年金のみの1階建ての制度体系に再編された。これによって、現役時代に納めた保険料総額に応じて老後の年金額が決定される仕組みとされ、旧付加年金制度で生じていた年金計算上の不公平の問題を解消した²⁷。

② 低所得・無所得者には、最低保障年金で一定額を保障

新制度では、年金水準に一定の最低保障額が設けられており、所得比例年金の額が最低保障額を下回った場合、その差額分に相当する額を最低保障年金として支給することとされた。これによって、現役時代に低所得・無所得であったとしても一定水準の年金が保障されることになる。最低保障年金の支給額の決定には、所得比例年金の額のみが考慮され、その他の所得については考慮されない²⁸。なお、この最低保障年金は財源が全額税金のため保険料を納めている人の年金が減額するといった不公平が生じないようにしている。最低保障年金は3年以上居住していれば、居住年数に応じて一定額の年金を受け取ることができる。満額の最低保障年金を受給するためには、40年以上のスウェーデン居住が必要になる。

③ 保険料率を将来にわたり18.5%に固定

所得比例年金の保険料率は、将来にわたり18.5%で固定されている。これにより、現役世代は、自分が引退するまでの間に納める年金保険料の水準についておおよその予測が可能となった。保険料率の18.5%のうち16%分は高齢者の年金給付財源部分である。残りの2.5%分は積み立て方式分（プレミアム年金²⁹）である。この保険料率は高齢化や少子化がさらに進んでも今後いっさい引き上げないため、今後現役世代の負担が大きくなることはない。なお、自営業者は保険料を全額自己負担し、被用者は事業主と被用者本人で負担する。（労：7%、使：10.21%。18.5%は本人の拠出控除後の所得に対する保険料率（ $=17.21\% \div 93\%$ ））

④ 拠出建て

旧制度では、日本などの公的年金制度と同じように、まず給付内容を決定してからそれに必要な財源を確保するための保険料水準を決定する給付建て（確定給付）を採用しており、財政方式には賦課方式が採用されていた。新制度では、まず保険料を決定し、納付した保険料総額およびその運用利回りの合計額に応じて給付水準を決定する拠出建て（確定拠出）が採用された。

²⁷ 井上（2003）p.280.

²⁸ 井上（2003）p.281.

²⁹ 口座に積み立てられるこのプレミアム年金保険料は株の運用にあてられる。国民は600種類以上の年金基金（AP-fond）の銘柄のうちから最高5つを選んで投資し、将来年金生活者になったときに受け取るプレミアム年金額は退職時にそのファンドがどれくらいの利益を上げているかによって決まる。株の銘柄は何回でも手数料なしで変えることが出来る。

しかし、スウェーデンの公的年金給付は、基本的にその時々³⁰の現役世代の拠出で賄われる賦課方式の年金であったため、これを積み立て方式に変えようとする、制度移行期における現役世代の年金負担が特別に重くなってしまう。なぜなら、すでに年金受給者となっている人の年金給付は従来どおり現役世代が負担して賄い、それに加えて自らの老後に備えて年金の積み立てをしなければならないからである。このような二重の負担を解決するために「みなし積立金」が導入された³⁰。スウェーデンの年金制度では、現役世代が拠出する保険料(18.5%)のうち16%は、高齢者の年金給付財源となり、積み立てられることはない。しかし、その拠出は各自の拠出実績として個人勘定口座に記録される。実際には積立金は存在しないが、あたかも個人口座に積立金が存在するように仮定して「みなし積立金」を記録していく³¹。これによって賦課方式をとりながら拠出建てを実現しているのである。

⑤ 弾力的な支給開始年齢

旧制度における支給開始年齢は65歳であったが、新所得比例年金については、賦課方式による部分、積立方式による部分のいずれについても、支給開始年齢を設定せず、61歳から70歳の間で受給開始年齢を決定できる。

被保険者資格についても年齢の上限は設定しておらず、どんなに年齢が高くなっても労働所得があれば保険料を納めて年金額を積み増しすることができる。いったん年金を受給し始めた人でも、再び労働所得を得るに至った場合は、年金受給を中断、あるいは受給しながら、被保険者となって保険料を納めることができる。

新所得比例年金は拠出建てを採用しており、受給年数が遅くなるほど「除数」が小さくなるので、61歳以降の年金額の積み増しの影響を排除しても、年金額は、受給開始が早いほど低く、受給開始が遅いほど高くなる。最低保障年金も70歳まで繰り下げて受給できるが、65歳到達前の受給開始は認められない点で所得比例年金と異なっている³²。

3.3 給付額の算定方法

スウェーデンの年金額は以下の算定式で求められる。

① 所得比例年金

(a) 賦課方式部分(概念上の拠出建て) : (個人納付保険料+みなし運用益) / 除数

除数とは退職時の平均余命を基本として、さらに、実質所得の上昇を考慮したものである。

(b) 積立方式部分(通常³²の拠出建て) : (個人納付保険料総額+運用益) を保険数理的に計算したもの

³⁰ 高山(2003) p.1.

³¹ 植村(2008) pp.122-123.

³² 井上(2003) pp.299-300.

② 最低保障年金

(a) 所得比例年金の年金額が物価基礎額の 1.26 倍未満の場合

 $(\text{物価基礎額} \times 2.13 - \text{所得比例年金額}) \times \text{居住年数} / 40$

(b) 所得比例年金の年金額が物価基礎額の 1.26 倍以上、3.07 倍未満の場合

 $[\text{物価基礎額} \times 0.87 - (\text{所得比例年金} - \text{物価基礎額} \times 1.26) \times 0.48] \times \text{居住年数} / 40$

(c) 所得比例年金の年金額が物価基礎額の 3.07 倍以上の場合

最低保障年金は支給されない³³。

3.4 スウェーデン方式の魅力

ここまで挙げたスウェーデン方式のメリットをまとめると、給付が拠出した保険料に基づいて決定するため、給付削減がなくなることが挙げられる。スウェーデン方式の給付は拠出建てで計算され、払った保険料に見合う給付が約束されるため、先ほど述べた若い世代の将来への不安は小さくなる。

次に、給付と拠出が連動することにより、ある世代が給付に比べ過大な負担をすることがなくなり、世代間の不公平という不満も解消される。

そして、スウェーデンの年金制度では年金支給開始年齢が定められておらず、61 歳以降であれば、いつからでも年金を受給できる形をとっている。これにより、自営業などで所得が少ない場合でも、定年がないため長く働き続けることで十分な年金が給付される。

3.5 スウェーデンで年金改革が成功した理由

① 政党間で丁寧にコンセンサスを形成

スウェーデンの年金改革は、1984年から長い年月をかけて検討、準備が進められた後、1998年に年金制度改革案が国会で議決、翌99年から施行され、2001年から実際の支給が開始された。1984年に政府の検討委員会が発足、6年間の検討の後、1990年に報告書を提出した。これを受け91年には、左右両陣営に属する主要5政党（社民党、穏健党、自由党、中央党、キリスト教民主党）の代表が参加するワーキンググループが結成され、94年に新たな年金制度の主要点につき合意した。その後、97年に至るまで、制度の実施に移すための詳細な提案に関する報告書が、同じく5政党の代表及び官僚からなるグループにより順次作成され、最終的に98年春に2本の法案にまとめられ、同年国会にて成立したのである。

この検討プロセスには、15年にわたる長い時間が費やされていたことのほかにポイントがある。それは、主要全政党が検討プロセスに参加したことである。これにより、年金問題が政争の具に供されることなく、安定した制度が構築された。総選挙による政権交代が1991年、1994年と2回あったにもかかわらず、制度改革が当初から一貫した思想のもとに進められたことが、その安定

³³ 厚生労働省『スウェーデンの年金制度概要』より。

性を物語っており、その後の制度の継続性にも寄与している。

② 国民の勤労意欲を高めるという思想

スウェーデンの年金制度の最大の特徴は、一人ひとりの現役の労働者が自分の所得の18.5%に固定された年金保険料を毎年納めることによって、退職後の年金受給権が段々増えていくことを確認できるというダイレクトな関係が設定されていることである。そこには、将来の年金保険料がいくらに増額されるかわからない、定められた保険料を支払ってもブラックボックスの中に入ってしまった、将来いくらもらえるかわからないという不安はない。毎年集められた年金保険料は、年金受給権という形でその年のうちに各人に配られるのである。これにより、国民の勤労意欲を高めようとしているのである。

改正前の年金制度では、30年間働いて年金保険料を納めれば満額支給となり、かつ、そのうち最も所得が高かった15年の所得をもとに年金支給額が計算されたため、賃金上昇率の高い傾向にあるホワイトカラーを優遇する不公平な制度だという批判もあった。しかし、改正後は、どのような賃金カーブが適用される職種の労働者でも、年をとって所得のピークが過ぎた後でも、長く働いたほうが年金が増える、より公正で、かつ、就労を促す効果のある制度となった。

③ 国民にわかりやすく説明しようという姿勢

前述したように、年金制度を国民の勤労意欲を高めるように設計したら、年金にかかわる情報をいかに国民に提供するかが重要になってくる。

スウェーデンの社会保険庁は、毎年3月末までに年金受給の権利(将来の年金を含む)があるすべての住民にオレンジ色の封筒に入った年次報告書を送付する。これは「オレンジ封筒」と呼ばれており、1999年からスタートした。これには若者を含めて国民への年金制度への関心を高めようという目的があり、封筒の中に「あなたの年金口座」と題して各人の年金受給権の現在値が記されている。具体的には、各人の年金受給権を金額に換算して、所得年金とプレミアム年金のそれぞれにつき、前年の12月31日現在の数値、および前々年同日の数値が示されている。そして、1年間の変化の内訳として、保険料の払い込み、利子、ファンド運用益(あるいは運用損)、同年齢者の死亡による受給権の増加(払い込まれた保険料を平均寿命を前提に毎年受給権の形で各人に割当済みのため、その年に死亡した人のこれから払われることのない、いわば浮いてしまった受給権を国が回収するのではなく、同年齢の他の人に分配し直す。)、等が示されている。このように透明性を確保する配慮が、長い目で見れば国民の年金システムへの信頼につながっているのである³⁴。

³⁴ 高岡(2011) pp.149-154.

3.6 ハードルの高い日本への導入

スウェーデンの年金制度は非常に論理的であり、理解しやすい。日本のように「年金保険料」を使って世代内や世代間での大規模な所得再分配が行われることもあまりない。まさに年金保険料の名前にふさわしい拠出と給付の関係になっている。一般財源の充当方法も合理的で、最低保障年金の存在によって、無年金や極端な低年金もなくなっている。ゆえにスウェーデンの年金制度を理想的だと提唱する人は多い³⁵。だが、こうした年金制度が無条件で成り立っているわけではない。例えば、新規裁定年金のみならず既裁定年金にまで賃金スライドを適用するには、人口の安定的推移が大前提になる。所得比例年金を徹底するには、男女格差の小さい労働市場でなければならないし、女性が出産や育児などで就業されても、その間の所得が保障され、職場復帰もスムーズにできなければならない。徴税体制がしっかりしてないと、仮に自営業者の中で、所得を少なく申告して最低保障年金を多くもらおうとする自営業者が出てきても排除することができない。このようにスウェーデンの年金制度を日本に導入する場合には、いくつもの前提条件が必要となる。

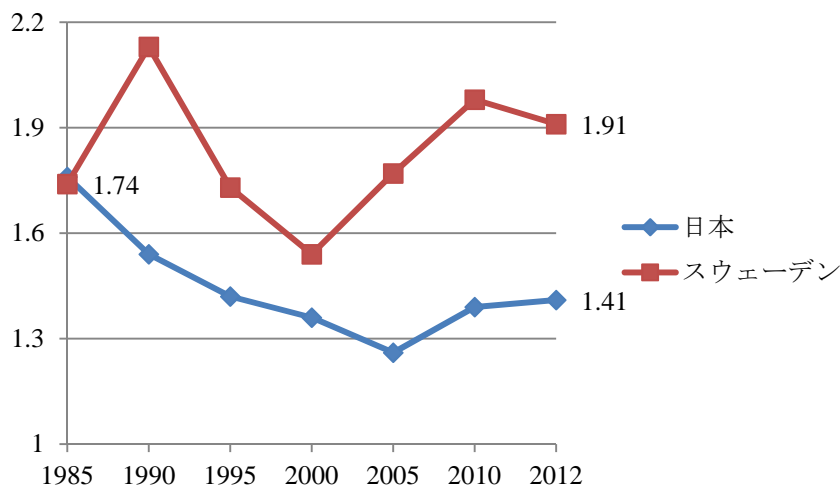
① 高い出生率と高齢化のインパクト

1985年以降のスウェーデンの合計特殊出生率をみると、1990年の2.13人をピークに低下したが、1999年の1.50人を底に持ち直して、2012年には1.91人まで回復している。1985年以降の日本の合計特殊出生率をみると、1985年はスウェーデンとほぼ同じ水準だったものの、そこから低下を続け2005年には調査開始後最低の1.29人を記録し、それ以降は増加傾向にあるものの、2012年は1.41人とスウェーデンとは対照的な結果である。さらに、スウェーデンにおける今後の高齢化のスピードは、日本に比べるとかなり緩やかであり、高齢化のピークの高さも日本に比べるとかなり低い³⁶。したがって、今後の高齢化が年金財政に与えるインパクトは、日本に比べると相対的に小さい。このように人口動態が全く異なる日本でスウェーデンのような賦課方式の個人勘定の年金を導入したとしても、極めて低い利回りしか国民に提示できない。

³⁵ 西沢（2009）p.197.

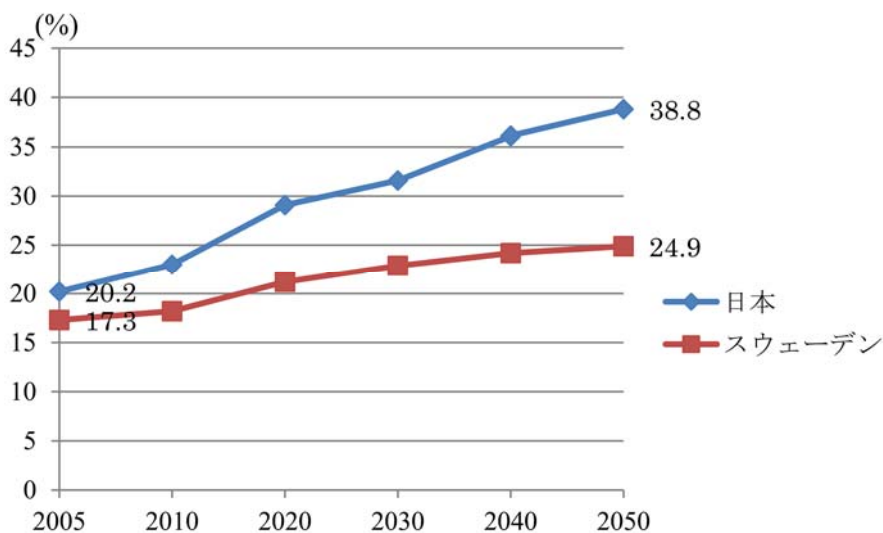
³⁶ 井上（2003）p.310.

図7 日本とスウェーデンの合計特殊出生率の推移



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」、内閣府「世界各国の出生率」より作成。

図8 日本とスウェーデンの高齢化率の推移と将来予測



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」、国連「2010年改訂国連推計」より作成。

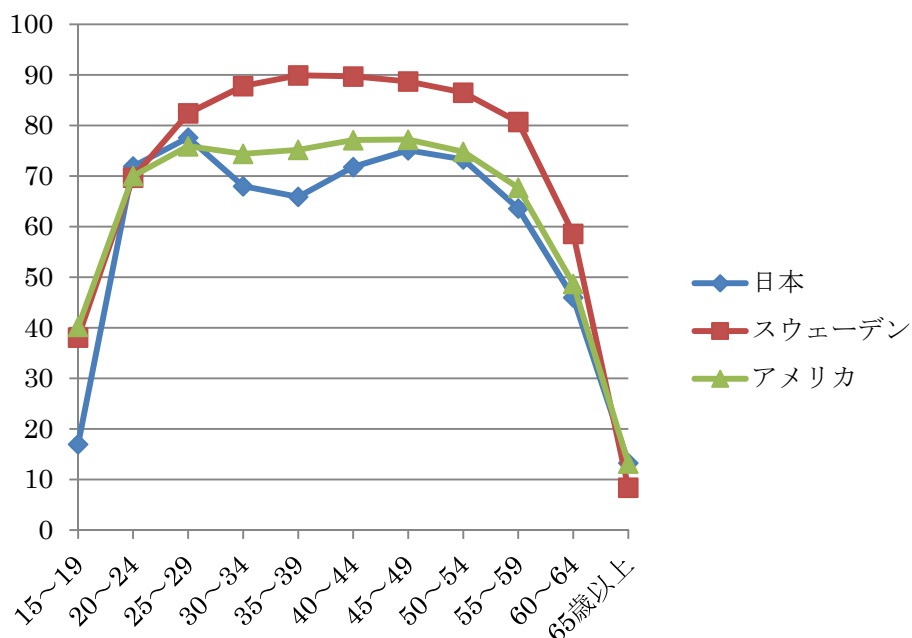
② 女性の高い就業率

所得に比例して保険料を払い、それに応じて年金給付を受けるには、所得を稼げる環境が整っていないとてはならない。そのためには、出産や育児で就業を中断される女性が労働市場で不利になってはいけぬ。

図9をみると、日本の場合、2010年の女性の年齢別労働力率は、25～29歳(77.6%)と45～49歳(75.1%)のグループを左右のピークとして35～39歳(65.9%)をボトムとするM字カー

を描いている。多くの女性が、出産・育児のために職場を離れ、子供が学校に行くようになり手がかからなくなってから職場に復帰するという行動をとっていることを反映している³⁷。これでは専業主婦の期間の所得はなくトータルの年金額は少なくなってしまう。スウェーデンにはこの「M字カーブ」という現象は存在しない。2007年のスウェーデンの年齢別労働力率はきれいな、そして高い台形を描いている。台形のピークは日本ではM字カーブのボトムを形成している35～39歳で89.9%と日本の同グループ（65.9%）と比較すると24%も差がついており、スウェーデンの女性は出産や育児をきっかけに職場を離れず子育てと就業を両立しているのである。もし、この状況で日本がスウェーデンの年金制度を導入すると、中央政府の一般財源による所得比例年金保険料の肩代わりが大規模に発生するか、保障年金の受給者が女性に集中することになる。

図9 女性の年齢別労働力の国際比較



(出所) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」より作成。

③ 自営業者の取り扱い

日本の年金制度では、被用者は基礎年金と厚生年金（共済年金）の2階建て、自営業者は基礎年金のみというように、被用者と自営業者とで適用される制度体系が異なっているが、スウェーデンの制度では、基本的には被用者も自営業者も同じ制度体系が適用される。日本で、被用者制度と自営業者制度が一本化が困難な背景として、税の徴収に当たり自営業者の所得捕捉が適切に行われていないのではないかという不信感が、被用者側に根強く存在することや、自営業者による国民年金の未納問題が指摘できる。

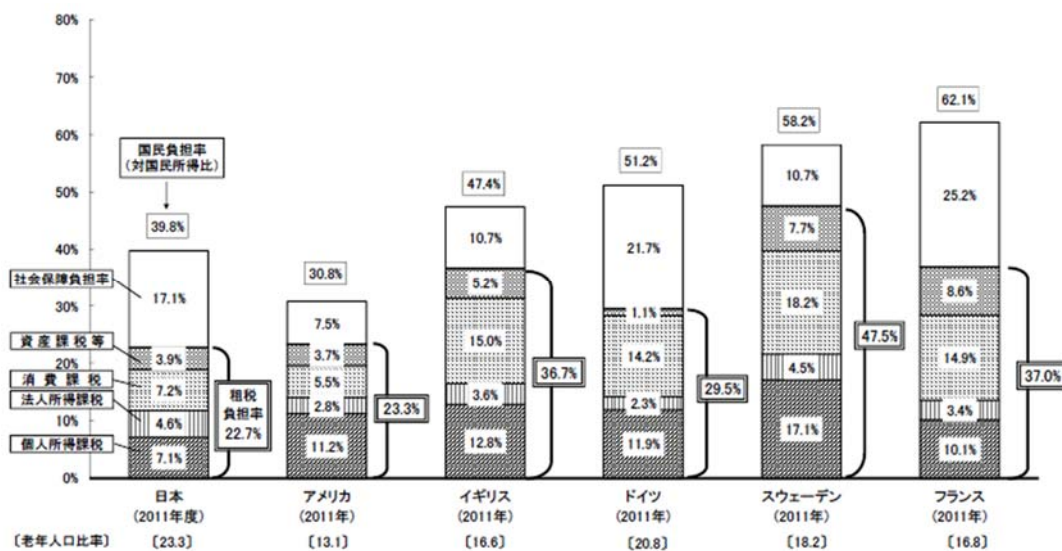
³⁷ 高岡（2011）p.102.

スウェーデンで、被用者と自営業者の制度が一本化できているのには以下の3つの理由により自営業者側による社会保険料の納付について、被用者側が大きな不信感を抱く状況とはなっていないためである。1つ目は、国民総番号制などの社会的インフラが整備されていること。2つ目は、社会保障料の徴収は、所得税などの徴収にあわせて税務署で行うこととされており、税金だけ納めて、社会保険料は納めないという対応はできないようになっていること³⁸。3つ目は、年金改革によって、保険料を納付すればするほど、老後の年金額が増加する仕組みとなっているため、自営業の保険料納付意欲を高めることにつながる事が挙げられる。

④ 最低保障年金を導入する際の財源

かつて、日本で「スウェーデン方式」の導入する際に問題となったのが最低保障年金を導入する際の財源を確保するという点である。民主党は一人当たり月額7万円の最低保障年金を支給するとしたが、それを実現するには約26兆円の財源を必要とし2017年に10%に引き上げる予定の消費税を、さらに最低でも7%引き上げなければならない。

図10 国民負担率の内訳の国際比較



(出所) 財務省「わが国税制・財政現状全般」より。

図10からもわかるように、最低保障年金を導入しているスウェーデンと日本で決定的に異なっているのは消費課税である。スウェーデンの租税負担率は日本22.7%と比べると約2倍 (47.5%) であり、消費課税においては日本の7.2%と比べると約2.5倍 (18.2%) である。しっかりした税基盤があるからこそ全額税負担で最低保障年金を賄うことができているのである。

³⁸ 井上 (2003) p.311

第4節 日本の年金問題解決に向けて

4.1 年金制度の一元化による公平性確保

ここまで、スウェーデンの年金制度についてみてきたが、日本にそのまま導入してもうまく機能するのは難しいだろう。しかし、日本の年金受給のための最低加入期間が25年と海外と比較して長かったものが10年に短縮されたように海外の年金制度を参考に改善された点もある。ここでは、日本が抱える年金問題を解決するために年金制度の一元化について考えていきたい。

スウェーデンと同様、「所得」を負担額決定の基準とする全国民共通の年金制度を持っている国にはイギリスやアメリカなどがある。日本は、基礎年金部分の給付については全国民共通になっているにもかかわらず、負担方法と水準は国民年金、厚生年金、共済年金各制度で異なっているといういびつな状況にある。こうした状況には公平性などで問題が多く、負担面においてもスウェーデンやアメリカのように「所得」を課税ベースとして共通化していくべきというのが「年金制度の一元化」である³⁹。

4.2 年金制度一元化のメリット

年金制度の一元化によるメリットには以下のような点が挙げられる。

① 給付と負担の公平化

給付面では、第1号被保険者は基礎年金のみ、厚生年金加入者は基礎年金と所得比例年金（加えて一部は企業年金）、共済年金加入者は、基礎年金と所得比例年金に加えて職域加算と違いがある。負担面では、第1号被保険者は定額負担（全額負担）、第2号被保険者は定率負担（労使折半）であり、第3号被保険者に至っては負担はない。各制度を解消し、国民の負担と給付の公平化を図るためにも制度の一元化は望ましい。

② 財政の安定化

制度が分立すると、産業構造・就業構造の変化の影響を受けやすい。かつて、国民年金が基礎年金に、また日本鉄道共済組合が厚生年金に統合したのはこのためである。保険集団が大きいほど、産業構造・就業構造の変化に強くなる。

③ 雇用の流動化への対応

雇用の流動化が進んでおり、制度が分立したままでは、手続き忘れ等の理由で未加入者が出やすくなる。制度を一元化すれば、職業を変更したとしても年金制度を変更しなくてもよくなるた

³⁹ 西沢（2009）p.204.

め加入漏れといったトラブルを防ぐことができる。

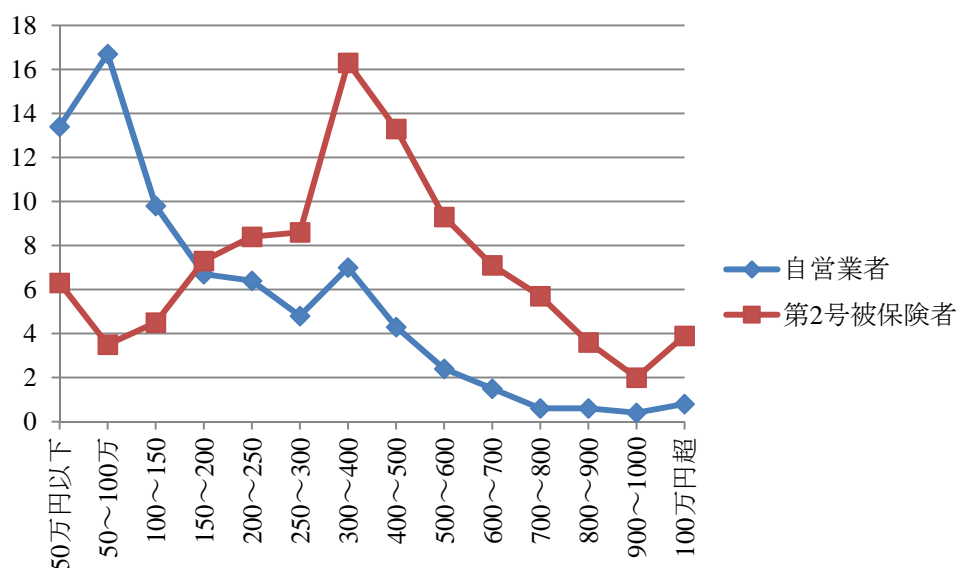
4.3 年金制度一元化に向けての課題

スウェーデンの年金制度のように「所得」を課税ベースにする際に問題となるのが、被用者と自営業者の「所得」を同じ土俵に乗せることが可能なのかという点である。

まず、所得の性質についてだが、被用者の所得は、主に給与所得であり、これは労働所得である。一方、自営業者の事業所得は資本所得と労働所得のミックスである。スウェーデン政府は、この点を配慮し税制上の一定の基準に従って、事業所得を資本所得と労働所得に分割し、労働所得だけを対象に年金保険料を課している⁴⁰。

次に、所得分布をみてみると、日本では、第2号被保険者（被用者）の所得分布は300万円以上400万円以下をピークとした富士山型の分布を形成している。自営業者は100万円以下に約30%の人が集中し、以降、所得が高くなるにつれてほぼ右肩下がりになっている。このような所得分布のまま、「所得」を課税ベースとする年金制度に移行すれば自営業者の多くが低年金になってしまう。

図11 就業形態別所得分布



（出所）厚生労働省「公的年金加入者等の所得に関する実態調査結果の概要について」より作成。

年金制度を一元化し、全国民の年金を「所得」を課税ベースとする所得比例年金への移行することは労働者の勤労の意欲を高め、日本が長年抱えているクロヨン（あるいはトウゴースン）問題を解決することができるが、その実施には国民総背番号制の導入や無年金・低年金者の最低保障

⁴⁰ 西沢（2009）p.205.

年金のための財源確保など様々な課題を克服していかなければならない。

おわりに

本稿では、日本の年金制度の現状について述べ、諸外国の年金制度を考察することで、日本の年金制度が未だに多くの問題を抱えており、それを解決するために多くの課題が存在していることについて触れた。日本の年金制度の問題を解決していくためには、スウェーデン等の年金制度を見習い、年金制度の一元化により、職種によって生まれる負担と給付の格差を是正していくことが必要である。それと同時に、国民総背番号制や最低保障年金といった年金制度を一元化していく上で必要となってくる制度も整備していくことが大切になってくる。

日本で年金未納者や税率引き上げ反対の声が多いのは、政治の不透明性が一番の要因ではないかと思われる。年金は我々の将来の生活を支えていくためにはなくてはならないものである。スウェーデンの年金制度改革は、1984年から15年という長い年月をかけ検討され、2001年から実際の支給に至った⁴¹。その成功には、高水準の福祉が保障されていることによって、税金や保険料が高くなることへの国民への理解はもちろん、国民に分かりやすく説明しようという政府の努力があったのはいままでのまではない。同様の問題に直面している日本にとって、スウェーデンのといったような年金改革はやはり必要になってくるだろうし、参考にしない手はないだろう。しかしそのためには、年金制度の改革はもちろん、スウェーデンのように政府の政治に対する国民の信頼を得る努力も必要になってくるだろう。

参考文献

- ・井上誠一（2003）『高福祉・高負担国家 スウェーデンの分析 21世紀型社会保障のヒント』中央法規。
- ・植村尚史（2008）『若者が求める年金改革「希望の年金」への途を拓く』中央法規。
- ・加藤智章・菊池馨美・倉田聡・前田雅子（2013）『社会保障法 第5版』有斐閣アルマ。
- ・高岡望（2011）『日本はスウェーデンになるべきか』PHP新書。
- ・相馬直子（2011）「福祉政策」田代洋一・萩原伸次郎・金沢史男（2011）『現代の経済政策 第4版』有斐閣ブックス。
- ・西沢和彦（2009）『年金制度は誰のものか』日本経済新聞出版社。
- ・野村修也（2009）『年金被害者を救え 消えた年金記録の解決策』岩波書店。
- ・安田まゆみ（2008）『年金の基礎知識』ビジネス教育出版社。
- ・高山憲之（2003）『スウェーデンの年金改革教え』
<http://takayama-online.net/Japanese/pdf/media/magazine/economist0311.pdf>
- ・厚生労働省『アメリカの年金制度概要』
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/shogaikoku-us.pdf>
- ・厚生労働省『スウェーデンの年金制度概要』

⁴¹ 高岡（2011）p.164.

- <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/shogaikoku-sweden.pdf>

・厚生労働省『ドイツの年金制度概要』
- <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/shogaikoku-germany.pdf>

・厚生労働省『フランスの年金制度概要』
- <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/shogaikoku-france.pdf>

・厚生労働省『英国の年金制度概要』
- <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/shogaikoku-england.pdf>

・厚生労働省『いっしょに検証！ 公的年金～財政検証から読み解く年金の将来～』
- <http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/index.html>

・厚生労働省『公的年金加入者等の所得に関する実態調査結果の概要について』
- <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002exks-att/2r9852000002exm9.pdf>

・厚生労働省『日本の年金制度のあらまし』
- <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei01/index.html>

・内閣府『平成24年度版高齢社会白書』
- http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2012/zenbun/24pdf_index.html

・日本年金機構『アメリカ年金制度の概要』
- <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=954>

・日本年金機構『公的年金制度の役割』
- <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=882>